

国立大学法人滋賀医科大学学長選考規程

平成16年4月 1日制定

令和4年3月25日改正

(趣旨)

第1条 国立大学法人滋賀医科大学管理運営組織規程第6条第2項の規定に基づき、国立大学法人滋賀医科大学の学長選考及び任期について、必要な事項を定める。

(選考)

第2条 学長の選考は、学長選考・監察会議が、本規程第4条に規定する者のうちから、同会議が定める基準により行う。

(選考の時期)

第3条 学長選考・監察会議は、次の各号の一に該当する場合に、学長を選考する。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学長が欠員となったとき。
- (4) 学長が解任されたとき。

2 学長の選考は、前項第1号に該当する場合には、原則として任期満了の日の少なくとも90日以前に、同項第2号から第4号までに該当する場合には、すみやかに開始するものとする。

3 前項の規定に関わらず、学長が欠員となった場合において、その残任期間が概ね2年又は2年未満で、かつ、役員会が学長選考・監察会議と協議して選考不要と決定した場合には、学長選考は行わないものとする。

(学長の資格)

第4条 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育・研究・診療活動を適切かつ効率的に運営することができる能力を有する者でなければならない。

(学長の任期)

第5条 学長の任期の始期は、中期目標・計画の開始日の2年前からとし、その任期は6年とする。

2 前項の規定に関わらず、第3条第1項第2号から第4号までに掲げる理由により選考された学長の任期は、その前任の学長の残任期間とする。

3 学長は再任できない。ただし、第3条第1項第2号から第4号までに掲げる理由により選考された学長は、1回につき再任することができる。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、学長の選考等に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人法施行の日において、同法附則第2条の規定に基づき、法人の学長となるべき者として指名された者（以下「初代学長」という。）の学長としての任期は、第5条第1項の規定に関わらず平成17年3月31日までとする。
- 3 初代学長の次の学長（以下「第2代学長」という。）の任期は、第5条第1項の規定に関わらず平成20年3月31日までとし、第2代学長の選考において、初代学長は第5条第2項の規定に関わらず、1回につき再任できるものとする。
- 4 第2代学長の次の学長の選考において、第2代学長が初代学長と異なる場合は、第5条第2項の規定に関わらず1回につき再任できるものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。